NO	項目	質問内容	回答
1	ケアプラン	要介護認定の変更申請中や更新申請中にサービスを利用 している場合、暫定ケアプランは必要でしょうか。	必要です。 要介護認定の変更申請中や更新申請中、介護ケアプランの暫定ケアプランもしくは介護予防ケアプランの暫定ケアプランを作成して利用者へ示し、同意を得てください。(サービス利用者の前提として「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」によるアセスメントからの一連の流れが必須であること。)委託で作成している場合は、暫定ケアプラ
			ンへのコメントを地域包括支援センターへ依頼しコメントが入った暫定ケアプランを利用者へ示してください。
2	ケアプラン(予防)	利用者にとって必要なサービスについて、現時点で同意を得られなかった場合について質問です。 アセスメントの結果、計画作成者が必要と思われるサービス利用について、利用者・家族から同意を得られませんでした。ケアプランに載せないべきでしょうか。	アセスメント結果によって提案したサービスについて同意を得られなかった場合は、介護予防ケアプラン内の「【本来行うべき支援ができない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」へ記載し、その必要性については説明をしましょう。
3	ケアプラン(予防)	か。	
4	ケアプラン(予防)	確定しないサービスを検討中の場合についての質問です。 本人から訪問介護サービスの利用の同意は得られ、サービスを開始するためケアプランを作成しました。同時に、通所介護サービスの利用も同意を得られましたが、サービス提供事業所が決まっていません。ケアプランの事業所欄は「検討中」と記載して交付してよいでしょうか。	原則、支援計画の事業所欄、期間欄は、決定した内容を記載してください。 この場合は、決まっている訪問型サービスの内容のみ記載し、介護予防通所介護サービスが決定しましたら、再度ケアプランを作成し、サービス担当者会議を経て利用者と事業所へ交付してください。

5	事務手続き	軽微変更時のケアプラン原本の修正は、包括へ電話連絡 で構いませんか。	原本を保管している委託元包括と相談の上、計画作成者が原本修正を行って各関係者へ再交付してください。 ※「介護サービス計画における軽微な変更の取扱いについて」を参照してください。
6	ケアプラン	介護保険にて住宅改修を行う場合、ケアプランに位置づけるのでしょうか。 その場合の評価についてはどのようにしたらよいでしょうか。	に影響があるのであれば、ケアプランを再作成しま
7	ケアプラン	月始めからデイサービスを利用していましたが、月途中で福祉用具を利用することとなり、新しくケアプランを作成しました。この場合、双方のサービス計画期間を合わせて問題ないでしょうか。また、基本チェックリストや評価はどのように対応したらよいでしょうか。	してください。 (アセスメントからの一連の流れを行います) その際、現行のケアプランの目標達成状況を評価しケ
8	ケアプラン	利用者の状況に変化はありませんが、サービスを追加 しました。この場合、基本チェックリストは実施すべき でしょうか。	利用者の状況(身体や環境の変化等)に変化がないにもかかわらず、サービスを追加しなければならない理由の整合性がつかない場合は、アセスメントから一連の流れによりケアプランを見直してください。 基本チェックリストはアセスメントツールの一つであり、その結果を基にサービスの追加や変更、継続を判断する目安となることから、プラン作成(新規・変更・更新等)は実施してください。 基本チェックリストを実施し、必ずケアプランに反映してください。
9	ケアプラン	福祉用具を追加(貸与)する場合、軽微な変更として取り扱うことができますか。※軽微な変更⇒「介護保険最新情報Vol.155介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに関するご意見への対応について」より参照。	

	ケ	暫定ケアプランで、デイサービスを利用する場合、確	相談、対応、サービス調整は、通常の際と同様です。
	ア	電点のアクランで、アイリーに入る利用する場合、唯 認事項は何でしょうか。	記定結果が非該当となることも想定されるため、自費
10	プ		になることのリスクなどを説明の上、利用者の同意を
10	ラ		
	ン		得ましょう。
		WA A ##W	
	ケ	総合事業におけるサービスの利用者が、助け合い等の	利用者の生活の質の安定、向上を図るために必要な支
	ア	住民、団体によるサービス等を利用する場合、ケアプラ	
11	プ	ンに位置づける必要がありますか。	本人家族の役割、地域資源の活用等、ケアプランに記
	ラ		載しましょう。
	ン		
		■ 要支援認定の方が、介護ベッド、車いす、移動リフト	■ 軽度者申請が必要となります。
		等の貸与が必要となった場合、介護保険サービスで利用	提出先は山県市健康介護課となります。提出する書類
	ケ	 するにはどうしたらよいのでしょうか。	は軽度者申請一式となります。
	,		なお、介護認定の更新時や変更時に要支援になった場
1.0	アー		合も、再度申請が必要となります。
12	プ		委託を受けている場合は、委託元包括へ報告後、申請
	ラ		書類一式を市へ提出してください。
	ン		自然の場合的、近回してくんです。
		基本情報について質問です。	更新してください。
	ケ	情報に変更があった場合は、更新するのでしょうか。	利用者の情報をまとめる基本情報は、変更や追記情報
	ア		があるごとに更新し、委託元包括に提出してくださ
13			ل _° 。
13	プ -		特段変更がない場合でも、介護認定の更新時は一度見
	ラ		直して、委託先包括に提出してください。
	ン		
	Ŧ	3か月に1回とありますが、面接のモニタリングは自宅で	
		はなく、サービス提供事業所での面談でもよいのでしょ	
	タ	うか。これまでは、月1回の電話モニタリングを実施し	やむを得ず事業所でモニタリングを実施する際は、
	リ	ていますが、今後も継続と考えてよいのでしょうか。	サービス提供の妨げにならないように留意しましょ
	ン		う。
	グ		その他、やむを得ない事情がある場合は、委託元包括
14	٠		へ相談してください。モニタリングでは、本人の状況
	評		や目標の達成状況等を確認し支援経過記録へ記載しま
	価		しょう。
			訪問月以外のモニタリングは電話または事業所照会で
	予		の確認でも構いません。モニタリング結果は支援経過
	防		記録へ記載しましょう。
	<u> </u>		
	ケ	同意を得たケアプランの変更について質問です。	委託元包括からのコメントは、サービス担当者会議前
	ア	型月からのプランの原案を作成し、サービス担当者会議	に受けてください。
	プ	を経て包括にコメントをもらい本人に署名していただい	サービス内容に変更が生じたら、再度作成し直し、委
	ラ	たが、その後サービス内容に変更が必要となった場合、	託元包括へ報告し、改めてコメントを受けてくださ
1 [ン	コメントを入れてもらったプランを生かしてよいので	li.
15		しょうか。	
	~	· · · ·	
	予		
	防)		

16	給付管理	当者会議を開催する場合、初回加算の対象となりますか。	過去2か月以上介護予防ケアマネジメントを利用して おらず、一連のケアマネジメントを行いケアプランを 作成した場合、初回加算の算定が可能です。
17	給付管理	同居の家族がいる場合、生活援助中心のサービス利用はできますか。	同居家族の有無のみではなく、個々の利用者の状況 に応じて適切に判断しましょう。同居している家族等 が障がい、疾病等の理由により家事を行うことが困難 である者に対して、または障がい、疾病がない場合で もやむを得ない事情により家事が困難な場合に対して サービス提供を検討したい場合、ケアプランに理由を 明記し、健康介護課へ相談し妥当性の判断を得ましょ う。
18	給付管理(予防)	提供票および利用票について質問です。毎月の利用者の利用票の交付、サービス提供事業所へ提供票の交付はしないと聞いていますが、してはいけないのでしょうか。	市としては、毎月提供票・利用票の交付の義務はないと解釈しています。 しかし、提供票については事業所間の実績確認や介護 保険請求等のスムーズな事務作業のために求められれ ば交付をして差し支えありません。 利用票は新規利用時、月額点数の変更時、介護認定更 新時に利用者へ説明もかねて交付することが望ましい です。
19		月額包括報酬の日割り請求について質問です。 予防短期入所生活介護、予防短期入所療養介護の利用が あった際は日割りとなりますか。	入所日の前日まで、退所日の翌日からの日割り計算 となります。
20	給付管理	更新申請で認定結果に変更がなかったのですが、福祉用 具の例外給付の再手続は必要でしょうか。	福祉用具の例外給付は、介護認定の更新のたびに 手続きをしてください。 詳しくは健康介護課へ確認してください。
21	事務手続き	受託が難しくなった場合について質問です。予防プランの担当が難しくなった場合はどう対応したら良いですか。 事業所としての継続が難しい場合やケアマネ個人として担当が難しくなってしまった場合はどうしたらよいですか。	担当継続が難しくなり、事業所内でも調整が困難な場 合は、山県市役所健康介護課または委託元包括へ相談
22	ケアプラン	ケアプランの期間設定について、山県市では最長1年間の期間と規定されていますが、サービス内容の変更がない場合は、サービス担当者会議を省略できますか。	支援内容に変更が生じない場合でも、期間設定が更新されるため計画変更となり、サービス担当者会議を開催する必要があります。同会議開催にあたり日程調整を行ったが、サービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかった場合など、やむを得ない理由での照会対応は可能ですが、原則会議の開催が必要です。

23	給付管理	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を 受けて介護予防サービス計画を作成した利用者につい て、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受 け、当該利用者に対し直接介護予防を提供する場合、初 回加算を算定できますか。	業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手
24	実施方法(予防)	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託 はできなくなるのか。	指定介護予防支援事業者の指定の有無にかかわらず、 従来どおり、地域包括支援センターから居宅介護支援 事業所への委託により介護予防支援を実施することが 可能です。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日) 問123 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/00123030 8.pdf
25	指定(予防)	介護予防支援市町村ごとに指定を受ける必要があるの か。	お見込みのとおりです。なお、質問No. 24のとおり、 指定を受けない場合でも、従来どおり、地域包括支援 センターから居宅介護支援事業所への委託により介護 予防支援を実施することが可能です。
26	報酬(予防)	介護予防ケアマネジメントの単位数はどうなるのか。	①地域包括支援センターが介護予防支援を行う場合 4 4 2 単位(介護予防支援費(I)) ②地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支 援事業所が介護予防支援を行う場合 4 4 2 単位(介護予防支援費(I)) ③指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支 援事業所が介護予防支援を行う場合 4 7 2 単位(介護予防支援費(II))
27	初回加算(予防)	居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用 者が要支援認定となり、引き続き、同一の居宅介護支援 事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を 行う場合、初回加算を算定できるか。	算定できます。居宅介護支援費の算定時においても同様です。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和6年3月29日) 問6 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239 536.pdf
28	<u> </u>	要支援認定を受けた方の結果は、従来どおり地域包括支 援センターに提供されるのか。	従来は、介護予防支援を担当することとなる地域包括 支援センターに「介護認定情報」等の情報提供を行っ ていましたが、今回の改正に合わせて、一律に地域包 括支援センターに提供するのではなく、サービス計画 作成届の提出のあった担当事業所が介護認定審査会資 料提供申請をすることにより情報提供することとしま す。

29	係支	居宅介護支援事業所が利用者と直接契約となった場合、 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの関係は どうなるのか。	
30		居宅介護支援事業所への、地域包括支援センターの一定	担当者会議への出席、居宅介護支援事業所から助言を 求められた場合に、サービス計画や利用者の情報等の 提供を受けたうえで助言すること、地域ケア会議、事 例検討会、研修等における関与等が考えられます。